

## 平成 29 年第 5 回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 平成 29 年 5 月 2 日（火曜日） 14 時 00 分～ 15 時 41 分

場 所： 佐伯市役所 6 階 第 2 委員会室

出席委員： 1 番 高橋 武夫 2 番 山田 定男 3 番 桑原 慶吾 4 番 高野 公博  
5 番 守田 権造 6 番 木許 功二彦 8 番 後藤 彰 9 番 矢野 誠一  
10 番 白田 一男 11 番 岡田 安代 12 番 津田 幸喜 13 番 黒岩 真由美  
14 番 清水 秀人 15 番 松下 芳久 16 番 杉谷 長男 17 番 矢野 輝人  
18 番 田嶋 義生 19 番 三原 眞喜夫 20 番 山本 重夫 21 番 河野 弘光  
22 番 疋田 洋 23 番 谷川 享宏 24 番 山口 勝廣 25 番 藤原 安政  
27 番 岩崎 呂次 29 番 畠野 巖 30 番 河野 一正 31 番 河野 俊雄  
32 番 高司 富博 33 番 吉良 勝彦 34 番 三又 勝弘 35 番 大友 安正  
37 番 大川 松壽

欠席委員： 7 番 池田 幸利 28 番 小野 隆壽 26 番 矢野 弥平 36 番 五十川 覺

事務局：事務局長 天野 仁 局長補佐兼総括主幹 金田 誠 副主幹 染矢 公博  
副主幹 田中 眞二 事務員 井上 真吾 主幹 佐脇うつみ（蒲江振興局）

農 林 課：総括主幹 下川 秀文 事務員 児玉 真輝

### 議事日程

- 第 1 欠席委員の報告
- 第 2 議事録署名委員の指名
- 第 3 農地案件の件数ならびに面積総括表について
- 第 4 議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 14 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 16 号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について

- その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農林課）  
②利用権設定の推進について（お願い）（農林課）  
③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農林課）  
④非農地証明願について  
⑤農業委員会事務の実施状況等の公表について  
⑥平成 30 年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見及び県（国）農政施策に関する要望・政策提言について

### 報告及び連絡事項

- ①農地賃借料情報について

事務局長：皆さんこんにちは。定刻になりましたので始めたいと思いますが、委員会を始める前に事務局から、5月1日の人事異動によりまして佐脇うつみさんが蒲江振興局に異動いたしましたのでお知らせします。それでは、ただいまから平成29年第5回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席委員は7番池田委員、22番の疋田委員は連絡は受けておりませんが来ておりません。26番の矢野弥平委員、28番小野委員、36番五十川委員です。農業委員37名中本日の会議の出席者は32名です。よって農業委員会規則第6条により会議が成立したことを報告します。また、先月の大分県知事許可案件につきましては、4月28日付けで許可となっておりますので報告いたします。それでは会長挨拶をお願いします。

会 長：（あいさつ）

事務局長：先程本日の会議の出席者が32名と申しましたが疋田委員が出席されましたので33名でございます。訂正いたします。それでは農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行をお願いします。

議 長：規定によりまして、私の方で議長を務めさせていただきます。本日の議事録の署名の委員を指名をいたしたいと思います。2番の山田定男委員、3番の桑原慶吾委員にお願いしたいと思います。それでは、議事に入ります前に、事務局から提案をお願いいたします。

事務局長：それでは議案書の2ページをお開きください。農地法第3条、件数3件、面積田662㎡、畑270㎡、面積計932㎡、次に農地法第4条、件数3件、面積田466㎡、畑2,463㎡、面積計2,929㎡。次に農地法第5条、件数9件、面積田1,556.25㎡、畑3,434㎡、面積計4,990.25㎡。合計、件数15件、面積田2,684.25㎡、畑6,167㎡、面積計8,851.25㎡。以上提案いたします。

議 長：それでは早速議事の方に入りたいと思います。最初に、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請書について議題といたしたいと思います。1番について、12番の津田幸喜委員の方から立証をお願いいたします。

12番委員：12番が3条の1番を立証します。申請目的、土地の表示、申請人、耕地面積は議案書のとおりです。調査は4月26日に行いました。申請農地の位置は、森崎地区より野々河内方面に200m行き信号を渡り、下焼橋を渡り、川沿いの農道を70mの所に右側の農地で現況は荒地となっております。本人の畑と隣接しているので、ミカンを植える計画です。主として本人が農業に従事しています。通作距離は200mで耕作は可能であります。農業経営に必要な農機具は所有しています。耕作すべき農地はすべて耕作しております。本件は双方による合意の売買であります。小作権及びその他の権利設定は本件にはありません。以上、許可基準に照らしまして、許可相当と思います。よろしく御審議をお願いします。

議 長：1番につきまして12番の津田幸喜委員の方からの立証が終わりました。それではここで本案について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより採決をいたしたいと思います。本案に賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続きまして、2番について25番の藤原安政委員の方から立証をお

願いいたします。

25 番委員：25 番が 3 条の 2 番を立証します。申請の目的、土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。調査は 4 月 29 日に行いました。申請農地の位置は、国道 10 号線番匠橋交差点を宮崎方面に向かい、約 2.5 km 進んだ堤内集落入口の信号を 20m 程通り過ぎ右折、さらに 20m 進んだ所にある石内地区公民館の裏にあります。申請農地の登記地目は田、現況は 4 年前より〇〇氏が畑として野菜を耕作しています。元々戦後の農地改革で〇〇氏の所有となったが、〇〇氏が大分市に住居を移し管理できなくなり、今回双方で売買が成立したものです。農業経営の内容としては、水稻と野菜を中心に栽培、山林近くでは果樹を植栽しています。労働力は主として譲受人と長男とで従事している兼業農家であります。通作距離は自宅の前で耕作は可能です。また、農業経営に必要な農機具は所有しており、耕作すべき農地は全て耕作しており、取得後の耕作面積は 102.91 a となります。本件は双方合意の売買です。なお、当地を取り巻く環境は、近年住宅、畑ともに変わっておらず、北に自宅、南に公民館と一般住宅、東は〇〇氏の野菜畑、西は〇〇氏の野菜畑です。小作権及び水利権、その他の権利設定は本件にはありません。以上、許可基準に照らしまして許可相当と思います。よろしく審議をお願いします。

議 長：2 番について 25 番の藤原安政委員の方からの立証が終わりました。ここで質疑、意見を求めます。ございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではこれより採決をいたしたいと思えます。本案について承認をされる委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて、3 番につきまして 24 番の山口勝廣委員の方から立証をお願いいたします。

24 番委員：24 番が 3 条の 3 番を立証します。申請の目的、土地の表示、耕作面積は議案書のとおりです。調査は 4 月 25 日に行いました。申請農地の位置は、国道 10 号線留田バス停より南東へ 200m くらい行った所に墓地があります。墓地の先の右側です。譲渡人と譲受人は、親族の関係です。農機具は、トラクター 1 台、田植機 2 台、コンバイン 1 台を必要な時期にリースしているとのことです。耕作は主に夫婦の 2 人で行っています。取得後の耕作面積は、42.02 a で弥生地域の下限面積 40 a 以上となります。所在地より拠点となる場所まで 800m。通作は可能です。以上、許可基準に照合しまして、許可適当と思われまます。皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：3 番につきまして 24 番の山口勝廣委員の方から立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで本案について採決をいたしたいと思えます。本案に承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり承認をすることに決定をいたします。以上で農地法第 3 条の規定による許可申請書につきましては終わりました。それでは続いて、議案第 14 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書について付議をいたします。それでは 1 番について 6 番の木許功二彦委員の方から立証をお願いいたします。

6 番委員：6 番が 4 条の 1 番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は 4 月 25 日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照ください。現況は

荒地です。前の画面に出てますが、ちょっとわかりにくいと思いますが、右の方に行くと上岡駅の裏の道なんですが、道路の横側に小田井堰の水路が通ってます。説明を続けます。転用の目的は議案書に記載のため省略します。工事計画は、6月10日から着工し、11月30日までに完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画、転用面積、位置は適当であります。用排水については、合併浄化槽を設置し、今回申請人が5条申請し購入する北側の土地に隣接する市道の側溝を利用するので支障はありません。被害防除については、東側と北側は今回5条申請する購入地、西側は小田井堰の水路を挟んで市道、南側は荒地になっている農地で何ら被害は予想されません。前の図面の上の方が荒地です。木許不動産のアパートの手前の荒地が1枚あります。水利権は小田井堰の同意を得ています。申請目的の実現性は確実であり計画、転用面積、位置は適当であります。以上、許可基準に照らしまして、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いします。右側は水路です。小田井堰の水路です。

議 長：1番について6番の木許功二彦委員の方からの立証が終わりました。それではここで質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、ここで採決をいたしたいと思えます。4条の1番について承認をされる委員の挙手をお願いします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは農地法4条の2番について15番の松下芳久委員の方から立証をお願いしたいと思えますが、3番につきましても申請者は別ですけども隣合わせて土砂の搬入等も発生する場所も同じということで引き続いて立証をお願いしたいと思えます。

15番委員：15番が4条の2を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は4月22日に行いました。地図を参照ください。登記地目は畑、現況は不耕作地です。申請地の位置は、女島15号線にある3階建て賃貸住宅グランデイスK前を西に15m行き、左折して400m行き、また右折して100m行った右側に位置しています。転用の目的は畑のかさ上げです。かさ上げに要する土は佐伯市が市道女島15号線改良工事で発生する掘削土を搬入します。よって経費は不要です。申請地は土地改良事業による換地処分の行われた農用地区域内の畑ですが、異常取水の際に冠水するとともに隣接農地より地盤が低いため、土砂が流入し耕作に支障をきたしており荒廃地の状況であったため今回の申請に至りました。工事計画は許可後、平成29年6月10日に着工し、平成31年3月15日完工の予定です。これは3期に分かれて工事をするそうですから若干長期になっております。申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当であります。被害防除については、北側は用水路、南側は道路、西側は4条の3の申請地、東側は畑ですので特段の支障はないと思えます。許可後については、畑、牧草地として耕作します。水利権については、塩屋土地改良組合の同意の意見書が添付されております。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いいたします。それでは引き続いて隣畑ですので、4条の3を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は4月22日に行いました。以下、場所、申請地の位置、転用の目的、工事計画、被害防除、許可後についての使用方法、牧草地として使用します。水利権についても同様で、塩屋土地改良組合の同意の意見書が添付されております。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：2番と3番について、同一場所ということで、同じ許可申請内容でありますので、立証を一緒

にしてもらいました。合わせて審議をいたしたいと思います。それではここで2番3番について、質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで2番と3番について採決をいたしたいと思います。本件について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって2番、3番については承認をすることに決定をいたします。4条につきましては以上で終わりたいと思います。それでは議案の第15号の農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたしたいと思います。松下委員が1番と3番と5番と8番、4件立証するようになっております。その都度審議をいたしたいと思います。農地法第5条の規定による1番について15番の松下芳久委員の方から立証をお願いいたします。

15番委員：15番が5条の1を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は4月25日に行いました。地図を見てください。登記地目は畑、現況も畑です。申請地の位置は、市道中芳島長島線にある柴田斎場前を南方向に40m行き右折して20m行った右側に位置しています。転用の目的は議案書のとおりです。工事計画は、許可あり次第、平成29年6月10日に着工し、同年9月10日に完工の予定で、平面図等から総合的に判断すると、申請目的の実現性は確実であり転用面積、位置は適当であります。なお、宅地造成をする際に農業用倉庫があります。これは解体して撤去します。用排水については、公共下水道に接続します。被害防除については、南側は道路、北側、西側は宅地、東側は譲渡人所有の農業用倉庫です。境界については、既に擁壁ブロックを施工していますので土砂の流失等の被害は予想されません。また、建築する際には十分距離を離して施工します。なお、申請地周辺は宅地化が進んでいる地域ですので支障はないと思います。水利権はありません。今見える右下の方が市道です。今作っている所が畑。向こう側は宅地です。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、御審議の程お願いいたします。

議長：農地法第5条の規定による許可申請書の1番について立証が終わりました。それではここで質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで1番について承認を求めたいと思います。1番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続いて2番について13番の黒岩眞由美委員の方から立証をお願いいたします。

13番委員：13番が5条の2番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。2人は親子です。調査は4月25日に行いました。申請農地の位置は地図を参照ください。現況は不耕作で荒地となっていますが、20年前までこの地でイチゴを栽培していたので愛着を持って草刈はしているようです。工事計画は、許可あり次第、平成29年6月10日着工し、9月30日完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水とともに道路側溝に放流します。被害防除については、北側、東側、西側は譲渡人所有の畑、南側は公衆用道路を挟んで宅地と畑です。申請地は周囲と同じ高さになっているので現状のまま利用し、コンクリートブロック壁2段積みを実施しますので土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、建物は隣接地と1m以上離して建築し、高さは3.5m未満ですので日照被害もないと思われます。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願い

します。

議 長：2番につきまして13番の黒岩眞由美委員の方から立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がありましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで採決をいたしたいと思います。2番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは引き続いて、3番について松下芳久委員の方から立証をお願いいたします。

15番委員：15番が5条の3を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は4月24日に行いました。申請地の位置は、日豊本線五所明神前の踏切を渡り、左折して50m行った左側に位置しています。転用の目的は、譲受人は五所社で神職を務めています。現在、五所社の駐車場として鳥居前に20台分程のスペースを確保していますが、参拝者が多い時には大変苦慮しています。また、社務所は五所社の駐車場の西側30mの所に位置しているため、宅急便等の運送業者は五所社の駐車場から徒歩で石段を上り下りして、大きな荷物等を配達している現状です。このような状況を改善するために今回の申請に至りました。工事計画は、許可あり次第、平成29年6月15日に着工し、同年6月25日完工の予定で、平面図等から総合的に判断すると、申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当であります。雨水については、南側にある既存の道路側溝に流下します。隣接地とは、周囲を高さ60cmのコンクリートブロックで施工しますので、土砂の流失、崩壊の恐れはないと思います。また、申請地は周囲と同じ高さになるように施工して駐車場として利用するので日照被害はないと思います。スライドの方を説明しますと、手前の方の道路です。白い瓦があるその真下に側溝があります。そこの方に雨水は流下させるということです。被害防除については、西側は道路を挟んで宅地、南側は側溝を挟んで宅地、東側は宅地、北側は道路ですので被害は予想されません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：農地法第5条の規定による許可申請書の3番について、15番の松下芳久委員の方からの立証が終わりました。それではここで質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで採決をいたしたいと思います。本案について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて5条の4番に入りたいと思います。6番の木許功二彦委員の方から立証をお願いいたします。

6番委員：6番が5条の4番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は4月25日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照ください。現況は田です。今耕作前ですからちょっと草が生えてますけど、耕作してましたから去年まで。転用の目的は、議案書に記載のため省略します。工事計画は、6月10日から着工し、11月30日までに完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画、転用面積、位置は適当であります。用排水については、合併浄化槽を設置し、北側にある市道側溝を利用するので支障はありません。被害防除については、東側は農道を挟んで田。今の左です。電信柱の所です。西側と北側は市道、南側は今回申請人が4条申請する農地で何ら被害は予想されません。水利権は、

小田井堰の同意を得ています。申請目的の実現性は確実であり、計画、転用面積、位置は適当であります。以上、許可基準に照らしまして、許可相当と思われますので、皆様の御審議をお願いします。

議 長：農地法第5条の4番について6番の木許功二彦委員の方から立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで採決をいたしたいと思います。農地法第5条の許可申請書の4番について承認をされる委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは農地法第5条の5番について15番の松下芳久委員の方から立証をお願いいたします。

15番委員：15番が5条の5を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は4月23日に行いました。地図を参照ください。登記地目は畑、現況は不耕作地です。申請地の位置は、女島橋から国道388号線を東に230m行き、右折して400m行ってまた右折して80m行った右側に位置しています。転用の目的は、議案書のとおりです。工事計画は、許可後平成29年6月20日に着工し、平成30年1月31日完工の予定で、配置図、平面図等から総合的に判断すると、申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当であります。手前が道路です。右手奥の方に排水路があります。その向こうは畑を挟んで宅地になっております。それから右側は宅地です。左の上の方は農地が残っております。被害防除については、西側は畑、東側は宅地、南側は市道、北側は排水路を挟んで畑です。隣接地との境界については、コンクリートブロック擁壁を設置しますので土砂の流出等の被害は何ら予想されません。また、建物は隣接地とは1.4m以上を離して建築し、高さは3.5m未満ですので日照被害はないと思われます。水利権については、塩屋地区土地改良組合の同意の意見書が添付されています。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので、皆様方の御審議をお願いします。

議 長：5番について15番の松下委員の方から立証が終わりました。本件については1種農地ということなのですが、許可基準の特例項目は。

事務局：会長が今おっしゃったように、ここは1種農地ですが、集落接続、ビッチリくっついた隣の隣地が宅地になっておりますので、そして、宅地も1件ぼつんとはなく、集落接続は大分県では3戸以上という基準があるんですが、3戸どころかかなりありますので集落接続の要件を満たしているので1種農地の例外として宅地としては転用できます。

議 長：以上説明が終わりました。それでは本件について質疑、意見が他にありましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議がないということで、それではここで採決をいたしたいと思います。本件について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは、続いて8番も松下委員が担当地区でありますので、引き続き立証をお願いいたします。

15番委員：15番が5条の8を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は4月24日に行いました。地図を参照ください。登記地目は畑、現況も畑で

す。なお、スライドを見ていただきたいんですけども、右側の方が北側になります。杉が植わっております。南側の方にも杉が植わっておりますが、これは申請人の父親が防風林のために植えた杉です。申請地の位置は、国道 388 号線にある新女島区区民会館前を南に 70m 行き、右方向にある新女島簡易郵便局から南に 50m 行った右側に位置しています。転用の目的は、譲受人が埋め土による造成を行い、貸し資材置場用地として利用する計画です。埋め土に要する土は、借りる予定の会社本社の北側にある会社所有地の土砂を使用します。造成後は大字長谷にある事業所を設けている会社が借りる予定で、土地賃貸借契約書が添付されています。なお、本件は譲渡人からの贈与による所有権の移転ですので、土地代は不要です。また、譲渡人と譲受人、2 人は兄弟です。工事計画は、許可後平成 29 年 6 月 15 日に着工し、同年 6 月 30 日完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当であります。雨水については、自然流下します。被害防除については、東側は道路を挟んで宅地、南側は宅地、西側及び北側は譲渡人所有の農地です。造成工事については、南側は擁壁ブロック塀を既に施工していますし、東側は道路と同等の高さにし、北側はかさ上げしていますので土砂の流失等の被害は予想されません。また、周囲住宅とは 3m 以上離して資材を置くので日照の妨げはないと思います。また、置く資材というのは建築廃木材、建築の木材です。及び庭木の伐採後の木材です。水利権については、塩屋地区土地改良組合の同意の意見書が添付されています。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われまますので、皆様の御審議をお願いします。

議 長：8 番につきまして 15 番の松下芳久委員の方から立証が終わりました。ここで質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで採決をいたしたいと思えます。農地法第 5 条の許可申請の 8 番につきまして承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続きまして農地法第 5 条の許可申請書の 6 番について 37 番の大川松壽委員の方から立証をお願いいたします。

37 番委員：37 番が 5 条の 6 番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案のとおりです。調査は 4 月 26 日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照してください。この地図はわかりにくい地図ですけど、後で画面で説明いたします。現況は畑です。転用の目的は、譲受人が南西側隣地にある自己所有の畑への進入路が狭いので、この土地を買い上げて既存の里道を拡幅する計画です。工事計画は、平成 29 年 6 月 10 日に着工し、平成 29 年 6 月 20 日完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。用排水については、コンクリート舗装を施し、里道と一体化して利用する計画ですので排水は水路に流れます。被害防除については、申請地の北側は道路を挟んで宅地、東側は水路を挟んで国道、南側は譲渡人所有の畑、西側は畑ですが、何ら被害は予想されません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われまますので、皆様の御審議をお願いします。これで見てもらうと、今車が走っている所が国道です。そのこっちに水路があります。黄色で書いている所が下に水路があって、その上をコンクリートで覆っています。その隣に狭い里道があって、そこが進入路になっているんですけど、向こうから入ってくるのに狭いので、ここをちょっと買い足して広くするという計画であります。

議 長：立証が終わりました。ここで質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで採決をいたしたいと思えます。農地法



第5条の許可申請書の6番につきまして承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて、5条の許可申請の7番について14番の清水秀人委員の方から立証をお願いいたします。

14番委員：14番が5条の7番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は4月23日に行っております。地図を参照ください。現況は荒地ですが畑になっております。申請農地の位置は、佐伯市海崎の中野公民館より北西へ70mの所にあります。転用の目的は、議案書に記載のため省略します。工事計画は、許可あり次第5月10日から5月20日の完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。排水については、北側に農道が走っており支障はありません。被害防除については、北側は農道、東、南、西側は畑ですが、何ら被害は予想されません。この土地は南西側の80m上に山がありますが、ここに御大師様を祀っておりますして4月16日に祭りがあり、この土地にテントを張るので当番の氏がここにテントを張らせてもらいたいということで、草刈をしておるのできれいになっております。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われまます。皆様方の御審議をお願いします。

議長：農地法第5条の許可申請書の7番について14番の清水秀人委員の方から立証が終わりました。それではここで質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、ここで採決をいたしたいと思ひます。5条の7番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続きまして、農地法第5条の許可申請書の9番につきまして、35番の大友安正委員の方から立証をお願いいたします。

35番委員：35番が5条の9番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は4月23日に行いました。申請農地の位置は地図を参照ください。農振地域外の第2種に該当します。現況は田です。賃借人が太陽光パネル288枚を設置する計画です。九州電力の工事請求書が添付されており、九州電力許可済み案件ですので問題はあります。賃借人と賃借人は親子です。土地の造成は、地ならしを行うだけで現状の形状は変えずに太陽光発電施設を設置するので土砂の流出等の被害はないと思われまます。また、太陽光パネル低層で施工しますので日照の支障もないと思われまます。雨水は地下浸透します。また、既存の田の排水路を使用できます。特段支障はないと思われまます。江河内地区の水路組合からの異議はないとの意見書が添付されています。申請地の北側は公衆用道路と水路を挟んで宅地と畑、東側は道を挟んで田、南側及び西側は谷と造園です。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われまます。よろしく御審議をお願いします。

議長：9番につきまして35番の大友安正委員の方からの立証が終わりました。ここで質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。ここで採決をいたしたいと思ひます。農地法第5条の許可申請書の9番につきまして承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。議案第16号農地転用許可に係る事業計画の変更承認について、私の担当地区になりますので私の方から立証いたしたいと思ひます。議長交代をい

たします。

議 長：議長を交代いたします。それでは1番委員、高橋武夫委員に農地転用許可に係る事業計画の変更承認について立証をお願いします。

1番委員：それでは私の方から立証いたしたいと思います。本件については先般の委員会で除外をいたしまして転用許可を取っておるところでございますけれどもその後許可を受けた事項について変更したいということで申請がっております。本件については事業計画の変更でありますので、本人に振興局の方においでいただいて変更に至るまでの経過について説明を受けました。当初転用計画としては面積から見て300本の植栽で十分であろうと考えておりましたけれども実際に作業にかかってみると当初植栽間隔3mで計画をしておりましたけれども3mでは間隔が遠いということで、間隔を狭めまして植えたということで本数は多く植えたということで変更申請をしたと。スライドを見てもらうとわかるように重機を使って整地をしましてクヌギをきれいに植栽をしております。クヌギでございますのである程度間隔が近くていいということで変更申請をしたということです。前回もお話ししましたように保安林として指定をするということで、県の担当課の方に変更したいということで協議をした結果、今回の植栽については妥当であるという旨の回答を得たということであります。

議 長：1番委員の立証が終わりました。本案件について、御質問、御意見等ございませんか。

27番委員：これ最初高橋さんが説明した時に私が質問したあれじゃなとぴんときたわ。こんなんを本数が多く植わったからといって委員会にかけないけんの。面積が変わったとか何とかならいいけど。その答えを事務局に聞こうかな。そんなん受理せんといけんのか。

事務局：岩崎委員さんがおっしゃるのも私も本数が増えたぐらいと思うんですが、本数の増え方が倍とはいかないんですけどもかなり増えてます。それで南部振興局の森林班にもともと相談しての計画ですので、そこにこんなに本数が増えましたということで相談に御本人が行かれました。そしたら樹木の育ち方はそれだけ植わっても育ち方には問題ないということで森林班の方は保安林としての変更は認めてくれたそうです。そしてそのあと増えたことで例えば家を建てる転用計画でしたら面積が増えたりすると同じ300㎡の土地で家を建てるにしてもその中で家の建築面積が増えれば変更申請が必要ですので、それと同じ考えから御本人は保安林の変更許可は貰ったけども思って転用申請の方の係に相談に行ったそうです。そしたらやはり本数の増え方がもとの本数のケタも多いですけど、ほとんど倍ですのでやはり変更申請をいただくというような指示になったのでこのような申請となりました。

27番委員：理屈いうと植えたのが3分の1枯れたらまた変更届出すん。

事務局：枯れるというか森林班の話から少し見込んでいるそうです。

27番委員：最初からこの申請が出た時にこの間隔で植えるんですかと言ったら、広い方が木が早く太ると下刈りが大変でしょうが何年もかかるでしょ、いやそんなことありませんと言って、あんまり山の中の人間じゃないので詳しくないからそれ以上追及せんやったけど。必要で受理したんじ

やな。それでいいんです。

事務局：もう一点補足していいですか。ここが前回の最初の申請の時から斜面がかなりですよ。法面が。御本人が平地として使える有効面積が少ないということで森林班でもそれを主張して簡単な計測を森林班と一緒にしているんです。それでその時の有効面積の算出の仕方が厳しく見えたのか植えてみると意外に植えられる所が思ったよりも多かったということも今回増えたことの要因のようです。

議長：ただ今事務局の説明がありました。他に御意見ございませんか。（ありません、の声あり）

8番委員：どんぐりを蒔くというのがあったと思うがどんぐりはどこに蒔いとるん。

事務局：どんぐりは法面なんですよ。こちら側にも法面は見えるのでこちら側にも少し蒔いてるようですが、この裏側、この上に神社があるんですけど、こちらの方が少し法面が緩やかなんですよ。それで有効面積は狭いけど面積がもともと広いですから法面も高く広いから法面でも育つものということで森林班が特に椎の木を法面に植えるように指示して本人はそれを忠実に守ってこちら側のちょうど見えない所に種を蒔いております。

8委員：どんぐりはもう芽が出とるんですか。

事務局：まだ出ておりません。

1番委員：私の方もどんぐりが気になったので確認をしました。植えた所は法面に植えておりますので確認をしております。植えております。種を拾ってきてですね。

議長：他にございませんか。（異議なし、の声あり）異議なしの声がありましたので、とりまとめたと思います。本案件について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（挙手多数）賛成多数により承認することに決定いたします。それでは1番委員の立証が終わりましたので議長を交代します。

議長：農地案件につきましては、以上で。

27番委員：全体として質問させていただきます。昨年の4月から農協法とか農業委員会法が変わった、それによってこういう農業委員の選任もある早いところは昨年の4月からやっておるということを農業新聞等で見えております。今日の農業委員会で名前を出しますが、藤原委員さんの方の説明で小作権はありませんとあったんですが、これは事務局の佐脇さんが蒲江の方に行かれて、次回誰が担当するのかわかりませんが、事務局の方は、小作権というのはいつからあったのか知りませんが、これは昨年の4月から死語になって日本国では使わないということになっているので、今後の委員会での説明事項の時には委員から出てきても事務局の方はそこは訂正するという、貸借という表現でいった方がこの書類が県の方に出て行った時に、まだ佐伯の農業委員会は小作人など使いよるかと昨年の4月から死語で消えてしまっている。そういうところに注意してやってもらいたい。どんぐりがどうのこうのという問題よりもこの方が大きいと思

ます。会長それはそのように、今日の藤原委員の方が文書として県に出て行くのなら藤原委員からそこを取り下げてもらって貸借という表現に変えてもらったなら佐伯市の農業委員も一回り大きくなると思いますので余談なことを言っときます。

議 長：はい、わかりました。今後はそういうことで取り扱いをいたしたいと思います。

27 番委員：事務局は誰になるのか。

事務局：当面私と井上 2 人でやります。気をつけます。

議 長：それではここで一旦休憩をいたしたいと思います。3 時 20 分まで休憩をいたしたいと思います。

(10 分休憩)

議 長：それでは再開をいたしたいと思います。その他に入りたいと思います。農林課の方から 1 番目の農用地利用集積計画（案）について説明をいたしたいと思います。

農 林 課：皆さんこんにちは。農林課児玉です。よろしくお願いいたします。始めに訂正がありますのでお知らせいたします。2 枚目の一覧表をご覧ください。契約期間 5 年の合計が 7,079 m<sup>2</sup>となっていますが、正しくは 7,089 m<sup>2</sup>ですので御確認の程よろしくお願いいたします。訂正につきましては以上です。今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は 25 件となっています。お手元の農用地利用集積計画（案）の表紙をめくっていただきまして一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間 3 年は 2 筆で、1,384 m<sup>2</sup>、契約期間 5 年は 6 筆で、7,089 m<sup>2</sup>、契約期間 10 年が 17 筆で 14,916 m<sup>2</sup>、これらを合計すると 25 筆で 23,389 m<sup>2</sup>となっています。なお、各契約の詳細につきましては、次ページ以降に掲載していますのでご確認をお願いいたします。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長：提案の説明が終わりました。ここで質疑、意見を求めたいと思います。何かございませんか。（ありません、異議なし、の声あり）特にならぬようにございますので、ただいま提案のありましたことについて承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて、2 番の利用権設定の推進についてということをお願いですね。

農 林 課：次に利用権設定の推進についてです。満期が到来する利用権の再設定の推進と新規掘り起しをお願いしているところですが、満期到来者分については該当する委員の方にリストを添付しておりますので、再設定の際に相談等受けた場合はご協力の程よろしくお願いいたします。なお、利用権設定用紙が必要な場合は、御連絡いただければお届けいたします。今回の書類の締め切りは 5 月 19 日としています。農林課又は各振興局まで御提出をお願いします。以上よろしくお願いいたします。

議 長：そういうことでよろしくお願いいたしたいと思います。続きまして 3 番の農用地利用配分計画（案）

の意見聴取ということで御提案お願いいたします。

農林課：皆さんこんにちは。佐伯市農林課水田畜産係の下川です。よろしくお願ひします。皆様のお手元に配布をしてあります資料、農用地利用配分計画(案)に添って説明をさせていただきます。1枚目の裏面をご覧くださいと思います。今月の案件は、平成29年7月1日開始分です。契約期間5年の田、4筆、面積5,496㎡、契約期間8年5ヶ月の田、1筆、面積920㎡、この農地につきましては、平成27年12月から契約されておりましたが、借受者が耕作出来なくなったため、一度解約をし新たな借受者と再契約するものです。このため契約期間につきましては、前借受者からの残りの期間として8年5ヶ月となっております。詳細につきましては、3枚目の裏面に貸付調書を添付しておりますのでこちらの方で御確認をお願いしたいと思います。次に契約期間8年11ヶ月の田、5筆、面積4,587㎡、この農地につきましても平成28年6月から契約がされておりますが、借受者が耕作出来なくなったため、一度解約し新たな借受者と再契約するものです。同じく契約期間につきましては、前借受者からの残りの期間として8年11ヶ月となっております。詳細につきましては、4枚目の表裏両面に貸付調書を添付しておりますのでご覧くださいと思います。次に契約期間10年の田、9筆、面積7,841㎡、畑、2筆、面積987㎡、合計田、17筆、面積、18,844㎡、畑、2筆、面積987㎡。今月の面積合計は19,831㎡となっております。詳細につきましては農用地貸付調書を2枚目以降に添付しておりますのでご覧くださいと思います。以上ですが説明を終わりますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。

議長：農用地利用配分計画(案)について説明が終わりました。ここで質疑、意見がございましたら出してください。(ありません、異議なし、の声あり)はい、それでは、ただいまの提案に対して採決をいたしたいと思ひます。承認をされる委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。以上で農林課からの提案は終わります。それでは4番の非農地証明願ひについて提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：こんにちは。事務局の田中でございます。それでは私の方より非農地証明願ひの1番の説明をさせていただきます。まず現地調査についてでございますが、33番委員の吉良委員とともに事務局2名で、先般4月27日に実施をいたしました。土地の表示、耕作放棄された年月日及び申請人等につきましては議案書のとおりでございます。また、申請地の位置につきましてはお手元に配布をしてあります図面の方を参照していただければというふうに思ひます。次に耕作放棄された理由でございますけれども正確な年月日は不詳でございますけれども明治時代の後期に建築がなされたというふうに聞いております。よって明らかに昭和27年以前に建築された納屋であるという確認は出来ております。また、建築されました納屋につきましてはその後昭和50年に取り壊しがなされまして、以後今日に至るまで当該地は耕作されないままに現在の荒廃農地に至っておるということでございます。なお、詳細な状況につきましてはスライドの方を映し出してありますので確認をいただければというふうに思ひます。この現在地につきましてはスライドでもわかりますように林野化の状況でございます。よって当該地につきましては、非農地証明発行基準要領第2の4にございますが、森林の様相を呈しており農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状況にある土地と判断をしまして、証明書の発行をさせていただきますというふうに考えていますので、委員の皆さん方の御承認をいただきたいと言

うふうに思います。

議 長：現地調査の状況について事務局から説明がございました。地元担当委員の吉良委員の補足があれば。

33 番委員：事務局の説明どおりでございます。

議 長：それでは、これよりただいまの説明に対して質疑、意見がございましたら出してください。（ありません、の声あり）特にならぬようにございますので、これより採決をいたしたいと思っております。本案について承認をされる委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。その他の 5 番の農業委員会事務の実施状況等の公表についてということで提案をお願いします。

事 務 局：農業委員会事務の実施状況等の公表について、お手元の方に平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、結果であります。それと平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画ということでお手元の方にお配りしております。どちらも案ということですので、今後 6 月 1 日の農業委員会までの間に農業委員さんが活動を通じて得た意見などがあれば平成 29 年度の計画案の中で反映させていきたいと思っておりますので、様式等は問いません、口頭でも結構ですので次回の 6 月 1 日の農業委員会の総会までに事務局の方までお知らせいただければと思っております。今後、決定されれば 28 年度の評価と合わせてホームページに公表したいというふうを考えております。

議 長：説明がございました。これについて何か質問ございますか。はい、山田委員。

2 番委員：平成 29 年度の分なんですけど、農家、農地の概要というところなんですけど、これは大分県の数値なんですけど、佐伯の数値ではないんですか。

事 務 局：佐伯の数値です。

2 番委員：佐伯の数値。女性が 824 名となっているんですけど、こんなにいるんですか。

事 務 局：申し訳ありません。農林業センサスの数値を持っていくということになっておりますので、センサスの方の数値がそうなっているということで御了解いただければと思っております。

2 番委員：了解。

議 長：他にございませんか。よろしいですか。他にないようございますので、確認をいたしたいと思っております。6 番の平成 30 年度の農地利用最適化推進施策の改善についての意見及び県農政施策に関する要望・政策提言について提案します。

事 務 局：お手元の方にクリップで留めてあります、平成 30 年度農地利用最適化推進施策の改善についての意見及び国県農政施策に関する要望・政策提言についてということでお配りしております。

この件につきましては、平成 27 年度までは大分県農政施策に関する建議ということで委員さんから御意見をいただいておりますが、昨年からは平成 28 年度から改正農業委員会法により建議が廃止され、先程読み上げました表題のように平成 30 年度の推進施策の改善についての意見や、県（国）農政施策に関する要望・政策提言についての 2 つの意見、要望・政策提言として取りまとめるよう大分県農業会議の方から通知が来ております。つきましては、意見、要望・政策提言等を農業委員さんはもちろん、各農家の方からも聞いていただきまして提出をお願いしたいと考えております。提出の期限は、鑑の方に書いてありますが 5 月 22 日月曜日まで事務局の方までファックスでも結構ですのでお配りしております様式に記入の上お手数ですが提出願います。よろしくお願いたします。

議 長：説明が終わりました。何か質疑がございましたら。今の説明によりますと従来今までは建議という形で出しておりました、法律改正で改めて建議でなくして政策の提言ということでそれぞれ意見を出せばいいわけですね。何か質問はございませんか。なければ今説明のありましたようにそれぞれの意見とか要望或いは提言とかございましたら 22 日まで事務局の方に提出をとということになっておりますのでどしどし多くの意見を出していただきたいと思っております。続いて 4 番の報告及び連絡事項ということで願います。

事務局：農地賃借料情報について御説明いたします。1 枚紙で配布しております佐伯市の農地賃借料情報をご覧ください。農地法が 21 年に改正されて平成 22 年度より窓口の方で地賃借料情報として掲示しております。今回は平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに締結されました利用権の設定における料金を基準にして算出しております。田、水稻の部で出ささせていただいております平均額が 1 万円、最高額 3 万 1200 円、最低額 800 円。こちらは 10 a 当たりの金額になっております。データ数は締結件数 104 件です。参考までに一番下の欄は水稻以外の部分で算出した金額になっております。データ数が 9 件しかございませんので、参考程度ということになっております。御相談等あった時には業務の参考にしていただければと思います。よろしくお願いたします。

議 長：このことについて何か質疑ございませんか。それでは農地賃借料情報につきましては、そういうことで確認をお願いしたいと思います。その他ほかにもございませんか。委員の方から質問がありますか。意見がありますか、いいですかね。それでは本日の提案された議題については以上です。

事務局長：それでは、委員会を閉じたいと思います。次回の開催日は 6 月 1 日木曜日午後 2 時から市役所 6 階第 2 委員会室で開催いたします。それでは、閉会の挨拶を副会長願います。

37 番委員：皆さんお疲れさまでした。これにて第 5 回佐伯市農業委員会を閉会いたします。

(15 時 41 分閉会)